

人事コンサルティングに関する契約書

株式会社〇〇(以下「甲」という)と、株式会社■■■(以下「乙」という)とは、甲の人材採用に関わる人事コンサルティング業務の委嘱に関し、次の通りに契約を締結するものとし、本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印のうえ各1通を保有する。

第1条 甲は、乙に対し、下記の業務（以下、併せて「本業務」という）を委嘱し、乙は、これを受諾した。
1）甲に求職者を紹介する業務
2）甲の求人活動に対する指導助言
3）甲から依頼を受けた特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索
4） その他上記に付随する業務

第2条 1）甲は、乙に対し、乙所定の求人申込書を利用する等して、労働条件等を明示することにより、求人申込を行う。
2）乙は、甲に対し、甲の求人申込の条件に適合する可能性があると認められる求職者（以下、「被紹介者」という）を紹介する。
3）甲は、被紹介者の紹介を受けた場合、遅滞なくこれを選考しなければならない。
4）甲が被紹介者の採用を決定した場合、甲は、乙に対し、その労働条件を明示した上で当該採用決定の事実を直ちに通知する。

第3条 甲は、乙から紹介された人材の個人情報について、採用選考にかかわらない第三者への個人情報の開示・漏洩をしてはならない。個人情報とは、キャリアシート（履歴書）・職務経歴書・推薦状・選考進捗情報等の個人を特定できる情報をいう。
2 甲は、乙から紹介された人材で、採用に至らなかった人材の個人情報について、甲の責任のもと、削除および応募書類をシュレッダー破棄する等、情報漏洩しないよう、速やかに安全処理するものとする。

第4条 甲及び乙は、本契約の履行に伴い相手方から開示された相手方の企業機密情報を第三者に漏らしてはならないものとする。ただし、甲が同意した場合、本契約履行に伴い開示された甲の企業機密情報を乙は応募予定者に開示する事ができるものとする。

第5条 甲は、乙に対し、本業務委嘱の対価として以下の報酬を支払う。なお、以下の記載はいずれも消費税別とする。
1）紹介手数料について
発生条件：被紹介者が甲に入社した場合
金 額：本人の理論年収の40％ 又は 160万円のいずれか高い金額
支払時期：被紹介者の入社日より起算して30日以内
※1 理論年収＝「（月額固定給＋諸手当）×16ヶ月」とする。
ただし、月額固定給＝「基本給＋家族手当＋住宅手当＋役職手当＋その他毎月固定で支払われる諸手当」とし、通勤交通費、および時間外・休日・深夜労働手当は含まない。
※2 年俸制の場合は、年俸額を年収（=理論年収）とする。

第6条 被紹介者が、甲に採用された日から起算して次項に定める期間に当人の一身上の都合で退職した場合は、甲は退職日から2週間以内にその事実を乙へ連絡するものとする。また、乙は前条第1項に基づき既に甲から受領した被紹介者についての紹介手数料の一部を甲に返金するものとする。
2 前項において、乙が甲に被紹介者についての紹介手数料の一部を返金する場合は以下のとおりとする。
・ 入社後1ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の80％
・ 入社後2ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の50％
・ 入社後3ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の30％
3 乙は、前項に定める返金以外には、甲に対していかなる返金・賠償の責を負わないものとする。

第7条 甲及び乙は、自ら（主要な出資者、役員、及びそれに準ずる者を含む）が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者（以下「反社会的勢力」という）でないこと、過去5年間もそうでなかったこと及び反社会的勢力と資金提供、便宜供与その他いかなる関係も有しないことを表明し、かつ将来にわたっても反社会的勢力とのいかなる関係も有しないことを誓約する。
2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手

方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、及びその他これらに準ずる行為を行わないことを誓約する。

3 甲及び乙は、相手方について第1項の表明に反することが判明した場合又は前2項の誓約に反した場合、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除できるものとする。なお、この解除によって生じた損害については、解除当事者は責任を負わないものとする。

第8条 本契約の有効期間は契約締結日から満1年とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも契約終了の意思表示がなされないとき、本契約は引き続き1年間更新されるものとし、以後も同様とする。また、有効期間中に当事者のいずれか一方が文書により解約を申し入れた場合、通知の日から1ヶ月後の日付をもって解約が成立するものとする。
なお、解約日までに実行された人材の紹介に係る行為は本契約書に基づき清算されるものとする。

第9条 本契約に定めない事項及び本契約の規定について疑義を生じた場合は、甲乙双方誠意を持って協議し決定するものとする。

第10条 本契約の内容を変更する必要があるが生じた場合、両当事者は協議の上、本契約の規定を変更できるものとし、変更後の規定が本契約の規定に優先されるものとする。

第11条 本契約に関する準拠法は日本法とし、本契約から生ずる紛争については、大阪地方（簡易）裁判所を第1審の管轄裁判所の専属とすることに合意する。

以 上

年 月 日

(甲)

(乙)